会長		担当理事		会計	

（健Ⅱ535F）

令和３年３月９日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜　萢　　敏

（公　印　省　略）

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について

今般、標題について厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされ、本会宛て周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、医療機関でない場所を接種会場する場合、被接種者に副反応が起こった際の応急対応が可能なよう準備を行うこととされており、特に、アナフィラキシーやけいれん等の重篤な副反応がみられた際の応急治療のための救急処置用品として、必要な物品や薬剤の準備を行うこととしています。

本件は、アナフィラキシー発生時の補助治療として有用なアドレナリン製剤の供給等に関連して情報提供するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

埼玉県八潮医師会
収受
3.3.10
第1463号

事　務　連　絡
令和３年２月　25　日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種に関連し、今般、別添のとおり、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について」（令和3年2月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を発出し、各都道府県等を通じ周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、ご了知方お願いします。

別添

事　務　連　絡
令和３年２月25日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「本件予防接種」という。）については、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き」（令和２年12月17日付け健発1217第４号厚生労働省健康局長通知別添）を作成し、実施体制の整備についてご協力をお願いしているところです。

同手引きの2.0版、第３章３（３）に記載のとおり、医療機関でない場所を接種会場として接種を行う場合には、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なような準備を行うこととしており、特に、被接種者にアナフィラキシーやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に応急治療ができるための救急処置用品として、必要な物品や薬剤の準備を行うこととしています。

このうち、アナフィラキシー発生時の補助治療として有用なアドレナリン（別名：エピネフリン）製剤については、本件予防接種の実施にあたり、必要な量を常時確保しておくことが重要であることから、その供給等に関連して下記のとおり情報提供するので、貴職におかれましてはこれをご了知の上、貴管内の市町村に周知を図るとともに、予防接種の実施体制の整備について、引き続き準備方ご協力をお願いします。

記

１．アナフィラキシー発生時の補助治療として使用可能なアドレナリン製剤は、令和３年２月１日現在、以下のとおりであること（販売名50音順）。

販売名	製造販売業者名
アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」（1mL）	テルモ株式会社

エピペン®注射液 0.15mg（注）／エピペン®注射液 0.3mg	マイランＥＰＤ合同会社
ボスミン®注１mg	第一三共株式会社

（注）エピペン®注射液製剤については、通常、アドレナリンとして 0.01mg/kg が推奨用量であり、エピペン®注射液 0.15mg は対象者の体重が 15～30kg、0.3mg は体重 30kg 以上の場合に使用すること。

２．今般、１に挙げた製剤のうちエピペン®注射液 0.3mg について、製造販売業者より、一定数の製品を無償提供する旨の申し出があったこと。このため、当該無償提供分については以下のとおり取り扱うこと。

（１）エピペン®注射液 0.3mg は、原則として自治体が設置する特設会場等に具備する場合に無償提供されること。

（２）当該無償提供を希望する場合、注文数の上限は、概ね接種対象人口１万人あたり１本程度を目安に、予め定められていること。ただし、人口にかかわらず、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）について１本の注文は可能であること。また、上限までの範囲内であれば、複数回に分けて注文することも可能であること。

（３）当該無償提供を希望する市町村は、製造販売業者が用意する専用のＷｅｂサイトを通じて注文を行うこと。当該ＷｅｂサイトのＵＲＬ等については追ってお知らせすること。

（４）無償提供に関し不明な点等については、以下に掲げる製造販売業者の窓口に照会すること。

マイラン EPD 合同会社
エピペン提供サポートセンター
0120-336-037（月～土 9 時～18 時 日祝祭日を除く）
e-mail：epn-teikyo@eppharmaline.co.jp

（５）当該無償提供は、特設会場等が、無償提供分に加えて、購入等によりアドレナリン製剤を追加で備えることを妨げるものではないこと。

３．本件予防接種の実施にあたり、救急用品として具備するアドレナリン製剤については、病院等においては、原則としてアンプル製剤（ボスミン®注 1mg）又はシリンジ製剤（アドレナリン注 0.1%シリンジ「テルモ」）によることを想

定していること。特設会場等については、エピペン®注射液0.3mgによることも想定されること。

4．アナフィラキシー発生時にエピペン®注射液製剤を適正に使用するため、本件予防接種に従事するにあたり、エピペン®注射液製剤を使用する可能性のある医師は、企業が提供するe-learning等の講習を受けること。ただし、既に当該講習を受けた医師については、この限りでないこと。